

# 健康診断受診促進事業のご案内

家政婦（夫）紹介所に登録するケア・ワーカーの皆様が  
受診した健康診断費用の一定額を給付する制度です

## 支給の対象者は？

職業紹介事業者（家政婦（夫）紹介所）に求職の登録をしており、個人家庭において、介護労働を含む家事に従事している方（現に斡旋を受け従事している方を含む）です。

但し、介護や家事を事業として請け負う者に雇われて、その指揮命令のもとに介護労働を含む家事を行う方及び訪問介護サービスを行う登録ヘルパーは対象となりません。

※介護サービス事業者に限らず事業者に雇用されている方は対象となりません。

## 支給金額は？

1人につき **4,000** 円（限度額）

○健康診断に直接要した費用について、1人につき4,000円を限度として給付します。

○この給付は、**年間（4月1日から翌年3月31日まで）1人一回限り**です。

○支給申請は、健康診断を受診した日の翌日から起算して3ヶ月以内に行ってください。

但し、1月から3月に受診した場合については、それに限らず必ず当該年度の3月末までに支給申請を行ってください。

## 対象となる健康診断の項目は？

労働安全衛生規則44条に定められている次の項目に準じます。

規定された省略基準に該当する場合を除き、すべての項目を受診しなければなりません。

- 既往歴及び業務歴の調査 ○自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 胸部エックス線検査及び喀痰検査 ○血圧の測定 ○貧血検査（血色素量、赤血球数）
- 肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP） ○血中脂質検査（血清トリグリセライド、HDLコレステロール、LDLコレステロール） ○尿検査（蛋白、糖） ○血糖検査 ○心電図検査

※なお、地方公共団体等が実施した健康診断を受診した場合や、受診した健康診断の経費について地方公共団体等から補助等を受けた場合には、給付の対象になりません。一部の検診項目に対する費用の補助を受けた場合も対象となりません。



公益財団法人介護労働安定センター

## 支給申請の手続きは？

健康診断を受診した日の翌日から起算して3か月以内（1～3月に受診した場合は3月末日まで）に、

- ①健康診断受診促進事業費支給申請書（健診様式第1号）
- ②健康診断の受診者、受診項目が確認できる書類  
（健康診断費用請求書、診断結果票（写）等）
- ③健康診断受診経費にかかる領収書（写）  
（受診費用、費用の負担者、費用支払日、費用支払相手が明確なもの）
- ④支給対象者であること（雇用契約がないこと）を確認する書類

を申請者ご自身の居住地又は求職の登録を行っている職業紹介事業者の所在する都道府県の（公財）介護労働安定センター支部または支所に提出してください。

※この事業については職業紹介事業者による申請はできません。必ず受診した介護従事者ご自身が申請してください。但し、職業紹介事業者を通じて、まとめて申請書を提出することができます。

## 支給の方法は？

申請者に対して、「健康診断受診促進事業費支給決定通知書」によりお知らせした後、支給申請書に記載された指定の金融機関の口座に振り込みます。

※偽りその他不正の行為により健康診断受診促進事業費の支給を受けた場合には、支給した健康診断受診促進事業費の全部又は一部を返還していただくことになります。

★申請書は（公財）介護労働安定センター支部または支所で入手できます。

また、登録をされている職業紹介事業者を通じて申請書を取り寄せていただくことも可能です。



介護の仕事をするには、  
まず自分自身の健康管理が大切です。  
この制度を活用して健康診断を受けま  
しょう！

お問い合わせ先